

政令第百五十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年四月十三日」を「平成三十三年四月十三日」に改める。

別表第三の二中「ソマリア」の下に「南スーダン」を加える。

附 則

この政令は、平成三十一年四月十二日から施行する。

## 理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議において決定された対応措置を講ずるため、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、引き続き、経済産業大臣の承認を要することとする等の必要があるからである。